

一八六〇年代における徳川幕府による琉球の位置付け

——幕府がイギリス政府に提出した「返書」と報告書を中心に——

テイネツロ・マルコ

はじめに

- (一) 一八五〇年代に至るまでの琉球に對する幕府の外交政策
 - (二) 一八六二(文久二)年の英國政府への幕府の「返書」
 - (三) 一八六七(慶應三)年の佛・英國政府に對する幕府の琉球支配の主張
 - (四) 近世から近代へ
- おわりに

はじめに

一八六二(文久二)^①年以降、琉球の所屬問題について幕府による重要な動きはなかったというのが琉球をめぐる外交政策に關する先行研究の一つの共通點である。^②しかし、本稿では、一八六七(慶應三)年に幕府はイギリスとの交渉において、琉球の位置付けについて、薩摩藩の行動への對處という意味合いにおいて重要な動きをしたことを明らかにしたい。

一八六七年に開催されたパリ博覽會において、薩摩藩の使節は各國公使などに對し「藩主が琉球國王である」と主張し、

薩摩藩が幕府から獨立していると明言した^③。幕府使節の公使として博覽會に参加していた外國奉行の向山隼人正（二履）は、薩摩藩の表明に大いに驚いたが、薩摩藩の使節に「日本薩摩太守政府」の名で幕府側と別に出席することを承認した。この情報を受けた幕府は「其失態を咎め」向山及び田邊太一（＝幕府使節の書記官）を「召還し、外國奉行栗本鯤を特派して一履に^④代えるために、パリへ派遣した。

先行研究で明らかにされているように、外國奉行栗本鯤（鋤雲）の一つの重要な外交的な使命はパリにおいて「日本の政治的主権は徳川將軍にある、と英佛諸國に納得させること」であった^⑤。そのため、栗本は日本を出発する前に幕府當局から「國體略記」及び「琉球國舊記」という報告書を渡され、それをヨーロッパで佛語・英語に翻譯させた上で、パリにおいて各國公使に渡すよう、命令を受けた。すなわち、薩摩藩使節の行動への對抗措置として幕府にとって日本の「國體」＝將軍が日本の最高の支配者である體制を守ること、そしてその一環として薩摩藩が琉球國王ではないことを歐州諸國に示すことが重要な目的であった。

ここでは、幕府からイギリス政府に提出された「琉球國舊記」の内容をとりあげる^⑥。一八六七（慶應三）年一月に、パリから日本に歸國する直前、栗本鯤の指示に基づいて向山隼人正は、佛・英國外務大臣に「琉球國舊記」を提出した。また、向山は英國外務大臣に「琉球國舊記」の他に、一八六二（文久二年）に幕府が英國政府に送った日本語で書かれた正式な「返書」の英譯も渡したが、この（一八六七年の）英譯文には一八六二年の「返書」の内容と重要な差異が見られる。つまり、幕府が一八六二年に英國政府に提出した「返書」には訂正する必要性が生じていたのである^⑦。本稿で主に用いる史料としては、一八六二年に幕府から英國政府へ渡された「返書」（和文）とその「別紙」（和文）、一八六七年に幕府使節から英佛政府へ渡された「國體略記」（和文）と「琉球國舊記」（和文）、それぞれの英譯である *The Japanese Constitution*（英文）と *Extracts*（英文）、一八六二年の「返書」の英譯である一八六七年の *Notice*（英文）などである。

その中でも、本稿では、まず一八六七年に幕府が英國へ提出した日琉關係に關する報告書の内容と密接な關係がある、

一八六二年の英國政府への幕府の正式な「返書」の内容について考察する。特に、右の幕府の正式な「返書」に書かれている琉球國王の位置附けに留意する。これに關聯して、一八六二年前後に、西洋列強がどのように琉球を位置附けていたかという点についても少し觸れたい。

つづいて、從來注目されてこなかった、一八六七年にパリ博覽會において薩摩藩がとった行動への幕府の對抗措置に注目する。ヨーロッパにおいて幕府の使節は佛・英國政府に對して琉球・薩摩・幕府・清朝の關係を詳細に説明することで、薩摩藩主が琉球國王ではないということのみならず、清朝に比べて琉球が「日本に嚴密に依存（もしくは從屬）」していると主張したことを明らかにしたい。

筆者は、琉球が日本に併合されたプロセス（「琉球處分」）を、東アジアを超えてよりグローバルな出來事であったと考えている⁽⁸⁾。このような研究アプローチの一環として本稿では日本側と西洋列強の史料を照らし合わせることで、幕末においても琉球の所屬問題が琉球・日本（薩摩藩・幕府）・清朝の枠組みに収まらず、徐々に西洋列強が關與するようになってきたことを示したい。

（一）一八五〇年代に至るまでの琉球に對する幕府の外交政策

一八六〇年代の動きを検討する前に、まず、一八五〇年代に至るまでの琉球に對する幕府の外交政策について簡単に述べたい。これについて、拙著『世界史からみた「琉球處分」』（榕樹書林、二〇一七、特に、一一〇～一三〇頁）において詳述したが、ここでは前著で検討しなかった問題に注目する。

明朝の時代から琉球は中國の朝貢國になっていたが、一六〇九（慶長一四）年に薩摩藩が琉球を侵攻して以後、同藩は琉球に對して間接的な支配を開始した。一六三四（寛永一〇）年に幕府は琉球を、薩摩藩の「領分」として、幕藩體制の中においては異國として位置附けた。⁽⁹⁾このように琉球が一七世紀初期から中國に朝貢をしながら、日本（薩摩藩・幕府）

の支配も受けている状態を、先行研究では「日明（その後、清）兩屬」と位置付けている。⁽¹⁰⁾ このような状況の中で、一八世紀初期から、琉球は薩摩藩の方針に同調し、清朝に對して琉球と日本の關係を隠蔽し始めたのである。⁽¹¹⁾

一八四〇年代まで、幕府は琉球支配の諸事を薩摩藩の島津家に委任し、徳川將軍の代替わり、また琉球國王の即位の際、「慶賀」及び「謝恩」の使節を江戸城で歓迎してきた。その一方で、一八四五（弘化三）年に幕府はオランダ政府に對して、琉球が朝鮮と同様に、日本と通信（＝外交）關係を維持してきたことを明言したのである。⁽¹²⁾ このように、幕府は日本國內では琉球を「屬國」として位置付けていたものの、對外的には薩摩藩の琉球支配を隠蔽してきたことが分かる。だが、一八五三・四年にペリー提督が來日した際には大きな動きがみられた。

先行研究の成果によれば、⁽¹³⁾ ペリーが一八五三（嘉永六）年に初來日して以來、幕府にとって琉球の所屬問題は重要なものとなり、老中阿部正弘がペリーとの交渉に向けて、琉球の所屬をどう扱うかについての意見（正式な史料名は「琉球之儀ニ付應接方大意」であるが、本稿では便宜的に「想定問答集」と表記する）をまとめていた。この「想定問答集」は、アメリカ側からの十一の想定質問とそれらに對する幕府側の返答で構成されている。その内容から、阿部正弘がはじめて對外的に琉球が清朝のみではなく、日本の支配下にもあることを宣言する必要に迫られていたことを如實に示す重要な史料といえる。「想定問答集」の作成日は附されていないが、右の先行研究では幕府がペリーに日本側の條約草案を提出する前（＝一八五四年二月一七日以前）に作成されたとする。

筆者もこのような解釋を尊重するが、幕府側とアメリカ側の史料を合わせて検討を行ったことにより、阿部の「想定問答集」がペリーと幕府の交渉中（詳しくいうと、一八五四年二月一九日以降）に作成されていたことも考えられるということ（す）をすでに指摘した。⁽¹⁴⁾ この指摘により、琉球に對する幕府の外交政策について従來と異なる歴史像が見えてくると考えている。つまり、ペリーとの交渉に向けてという漠然とした期間に作成されたのではなく、ペリーが琉球の開港を要求した（一八五四年二月一〇から一七日の間）時點を契機に、阿部にとって琉球の所屬問題は現實的な問題となったことが明らかに

なった。また、「想定問答集」に書かれた琉球の位置付けから、阿部は琉球が「日清兩屬」であると位置付けながら、日本による琉球支配を「耽^{シマ}ト」明らかにしようとしていたことが分かる。そして、アメリカ側により壓力をかけられ琉球について細かい説明が求められる場合、琉球が薩摩藩に服従し、藩の家來が琉球を取り締まっていることなどに基づいて、日本による琉球支配がより實質的であると明確に表明するケースも考えていた。¹⁵⁾

次に、先行研究が残した問題を明らかにしたい。一八五四（嘉永七）年に薩摩藩主島津齊彬が越前福井藩主松平慶永に書簡を送ったが、その内容は、その直前に江戸では老中阿部が齊彬に琉球と米國の問題について相談したということであった。これについて、『齊彬公史料』は右の書簡の日附を一八五四年六月三日とするが、『阿部正弘事蹟』ではそれを一八五四年二月三日としている。¹⁶⁾ 右の書簡の日附に關する問題は重要なものであり、『阿部正弘事蹟』の記録に基づいている先行研究ではペリーとの交渉（一八五四年二月一日）前に、阿部はすでに琉球の所屬問題に關心を持っていたと述べられている。だが、右の齊彬から慶永への書簡の最後のところでは「下田七里方箱館五里方ハ無相違自由ニ步行御聞濟¹⁸⁾」と記されている。すなわち、齊彬は、慶永へ書簡を送った時点では、林大學頭とペリーの交渉で定められた「下田」「箱館」の開港と、そこでアメリカ人が自由に步行できた範圍をすでに知っていたことが分かる。實は、日米和親條約の附録協定として同年五月二五日に結ばれた下田條約では、第一條において「下田七里」、第一一條において「箱館五里」を規定している。¹⁹⁾ となると、齊彬は下田條約が締結されてまもなく、その内容の情報を知ったと思われる。そのため、『齊彬公史料』で書かれているように齊彬が慶永に書簡を送ったのは一八五四年六月三日であり、阿部は林とペリーとの交渉後に齊彬と琉球問題について話し合ったと思われる。

「想定問答集」の最後に「猶夫々良考モ可有之ト存候事」と記されているように阿部は幕府の關係する役人たちに琉球の政治的な位置付けについて意見を求めた。

従來、阿部は、幕府が二月一七日に日本側の條約草案を渡す前に、すでに「想定問答集」を作成していたと考えられて

きた。しかし、筆者からみると、ペリーが琉球開港を要求したことで、阿部は日本の琉球支配を明確にする必要性に注目したのであり、これが琉球に對する幕府の認識の變換點の一つとなったのである。²⁰ 阿部が琉球の問題が薩摩だけではなく、幕府に關わる問題だと捉え、琉球が「日清兩屬」である中で、日本の支配を「耽卜」對外的に示そうとしていたことには留意すべきである。

このような阿部の言動からは、日本による琉球支配を明らかにする必要があるという幕府（阿部）の新しい認識が読み取れる。筆者は、このような幕末に強まった認識を「琉球處分」の前提として位置付けている。²¹

次に、阿部の「想定問答集」とその後に行われた琉球に對する幕府の外交政策の關係について考えてみたい。阿部の照會に對して、林大學頭らは、琉球の父は中國であり、母は日本であるが、異國人から壓力を加えられたら、琉球は清朝の從屬國であるとするのが得策だと述べた。これに對して、海防掛らは、琉球は清朝にも日本にも従い、雙方の支配を受けていると言うのが得策であると主張した。²² このように、一八五四（嘉永七）年二月にペリーが琉球の開港を要求して以降、阿部は「耽卜」日本による支配を主張すべきだとし、林らは琉球が最終的に「清朝の支配下にある」、海防掛らは「日清兩屬」、とそれぞれ異なる提案をしたのである。この段階において、幕府は琉球について最終的な外交政策を決めていないようであるが、同年九月、イギリスのスターリング艦隊が長崎に到着し、日本の境界に關する情報を求めた際、長崎奉行は「琉球者日本屬國、對馬者日本國之内」²³だと説明した。²⁴ つまり、幕府は琉球を日本の一部ではないが、日本の屬國だと述べた。また、一八五七（安政四）年、幕府は琉蘭修好條約の締結に關與することを拒否したが、琉球について「彼國之儀は日本ニ從ふ國といえとも素より外國之事ニ而條約筋之儀いづれも難及差圖候」²⁵と記されているように、屬國でありながら日本の「外國之事ニ而」と述べた。

以上からみると、一八五四年春のペリーとの交渉後、幕府は對外的に琉球を「通信國」から徐々に「屬國」「日本ニ從ふ國」へと位置付けを變化させていったことが分かる。その直後、西洋列強が幕府に日琉關係について詳細な質問するこ

とはなかった。しかし一八六〇年代に入り、英國政府は幕府に日琉關係について正式な説明を求めた。これは、薩英戦争の原因となった生麥事件の直後、一八六二（文久二）年閏八月のことである。次に、琉球の位置附け問題を中心に、一八六二年の出来事をみてみたい。

（二）一八六二（文久二）年の英國政府への幕府の「返書」

一八六二（文久二）年閏八月八日、それまで西洋列強に對して日琉關係について幕府が述べてきたことについて「矛盾」があることを理由に、江戸駐在の英國代理公使ニール（Edward St. John Neale）は、日琉關係について幕府に對して詳しい説明を求めた。

それからまもなく、一八六二年一〇月一日（西曆）にニールは本國イギリス政府（外務大臣、ジョン・ラッセル卿、Lord John Russell）に報告書を送った。これによると、ニールは琉球が薩摩藩の支配下にある程度まで認識しているが、中國と日本の間にある琉球の位置附けが謎に包まれているので、幕府側に正式な説明を求めたと報告した。興味深いのは、ニールが、一八五四（嘉永七）年にペリーが琉球と締結した條約の存在を知り、その中でアメリカ人が琉球でいくつかの特権を獲得し、これらはペリーが琉球の「攝政」と直接交渉し、強制したものだと言っていることである。すなわち、ニールは、薩摩藩が琉米修好條約の交渉に關與していないと理解していた。その上でニールは、當時のフランスとオランダの動きに注目しており、兩國が生麥事件直後に琉球に使節を派遣したことに觸れ、一八五〇年代に兩國が琉球と結んでいた條約を正式に批准するためであろうと推測した。⁽²⁶⁾

また、ニールは本報告書の中で、當時の薩摩藩の琉球支配に關して駐日各國公使の注意を喚起しており、これに關して駐日フランス公使からもらった、一八五六年から一八六〇年まで琉球に滞在していたフランス人の宣教師ムニツク（Moniot）が作成した覺書も添附した。⁽²⁷⁾

ムニツクは長年琉球に滞在したので、彼が書いた覺書は琉球の氣候・社會・生活についての重要な記録であるが、ここでは琉球の政治的な位置附けの検討にとどめる。

ムニツクによると、琉球には薩摩藩の家來が滞在しているが、隠れている。家來の数は多いが二〇〇人を超えないとのことである（實は、琉球に滞在している薩摩藩の家來は二〇人程度である）。また、琉球國王は薩摩藩主の娘または妹と結婚しており、國王は薩摩藩主の家來であり、藩に朝貢をしている。また、琉球は二〇〇年前まで中國に朝貢していたが、現在は朝貢していないとのことである。ムニツクは、琉球の役人が薩摩藩との本當の關係を固く否定し、日本という國が存在していることも知らないと言いつつ、と書いている。

このようにニールの報告書全體からみると、生麥事件の直後、西洋列強は薩摩藩と琉球の關係に注目しており、琉球の位置附けは謎に包まれていたが、徐々に薩摩藩による支配が明るみに出ていた。

次に、幕府からイギリス政府への正式な「返書」をみてみよう。⁽²⁸⁾

同年九月の英國政府への幕府の「返書」には、琉球は「昔」から「我國の所屬」にあり、一六〇九（慶長一四）年に徳川幕府から薩摩藩主島津家久に付與されて以來、今に至るまで「一島之處務同家にて諸事進退する事なり」、つまり琉球の全ての所務を島津家が行ってきたが、琉球は古から中國にも「通信」するので、琉球國內に中國の制度に従う諸々の事柄もあるが、日本側はそれを「禁する事なし」と記されている。⁽²⁹⁾

また、幕府は琉球が「昔」から「我國の所屬」だという主張を證明する根據も擧げている。その根據として、前述の「返書」の「別紙」をみてみたい。「別紙」では左のように記されている。⁽³⁰⁾

琉球島は我文治年中より聘禮を行ひ來りしか嘉吉元年當松平修理大夫先祖島津忠久か時より同家に服従し毎年貢物を捧げしか共我慶長年間島主違命の事ありしによつて同十四年忠久の後裔松平薩摩守家久同島へ兵船を指渡し其罪を問しに一島降伏せし故 大君殿下の始祖其功を賞して同島を家久に賜りし以來 大君殿下代替りの節に改て同家へ賜る

事にて我政府において大禮を行ひ又島主新に家を繼し節等は島主名代の使者江戸表へ指越當島主繼立の時は薩摩守進退を受ける事にて其餘同家より平常人數指渡し置島内の所務諸般取計ひ候事なり然れども其服飾制度等は最初より島民の仕來りを改ざりしにより唐土明の代より今の清朝に至る迄同國へも使者來往し其封爵を受ける事をも亦禁せざる所なり琉球古記録中より抄せし趣如此

文治年間（一一八五—一二九〇）に琉球は日本に對する聘禮を開始し、嘉吉元（二四四一）年に島津家に服從した。その後は毎年貢物を納めるようになった。そして徳川家康が一六〇九（慶長一四）年の薩摩藩による琉球侵攻を契機に、琉球を島津家久に與えた。それ以來、徳川將軍の代替わり毎に、島津家に琉球の支配を再付與するに當たつて江戸では大禮（「琉球使節の慶賀使の迎え入れ」）を行つた。一方、「島主」「琉球國王の即位の際には「島主」の名代（「琉球使節の謝恩使」）が江戸に派遣されているという。また、「島主」の代替わり毎に薩摩藩主の指示を受け、藩の家來が琉球で「所務諸般取計ひ」の役割を果たしてきたことなどが、琉球が日本の支配に從つてきた證據として述べられているのである。このように幕府は日本が琉球を支配していると英國政府に説明していたが、「別紙」の最後のところで、琉球が清朝へ使節を派遣し、中國皇帝の「冊封」を受けてきたことを述べ、琉球と中國とこのような關係を禁じていなかったと述べた。

一八六二年の幕府から英國政府への「返書」と「別紙」から次のことが理解できる。まず、幕府は琉球が日本の屬國でありながら、徳川家康が與えた薩摩藩の「領分」であり、將軍の代替わり毎に、徳川將軍が改めて薩摩藩に琉球の支配を再確認してきた、と主張していた。次に、「別紙」にある琉球の政治的な位置付けは、一八五四年の阿部の「想定問答集」（詳しくは、第十答目³¹）に記されている琉球の政治的な情勢と密接な關係にあつた。すなわち、西洋列強が日琉關係についての詳細を照會した際、幕府は一八五四年の阿部の「想定問答集」の内容を重視したことが分かる。これにより、一八六二年に幕府は、琉球を「日清兩屬」であると位置付けてはいるものの、薩摩への琉球の服從、琉球における薩摩家臣による取り締まり、江戸への琉球使節派遣などについて述べることで日本による琉球支配を「睨ト」明らかにしたのである。

最後に、阿部の「想定問答集」と右の「別紙」の一つの相違点、そして「別紙」に記されている琉球國王の位置付け及び英國政府への幕府の「返書」が西洋列強にもたらした反響にも注目したい。

一八六二年に、幕府は琉球が「昔」から日本の「所屬」だったと詳細に述べたので、阿部の「想定問答集」の内容よりも一歩進んだ主張になったといえるだろう。実際には、儒者の林大學頭らが一八五四年に幕府に提出した報告書の中では、「嘉吉年間ヨリ島津へ相從ヒ、同人領分ニ相成リ」と記されているように、林大學頭らは日本の琉球支配を「昔」、すなわち一六〇九年の薩摩藩による琉球侵攻以前（＝嘉吉元年、一四四一年）に位置附けたのである。以上から判断すると、一八六二年に幕府は阿部の一八五四年の「想定問答集」だけではなく、大學頭ら及び海防掛らが同年に作成した報告書も重視して参考にしたと考えられる。³²⁾

また次章で論じる内容とも關聯するが、従来注目されてこなかった日本（薩摩藩・幕府）及び琉球の支配者について、一八六二（文久二）年の「別紙」では一六〇九（慶長一四）年に「大君殿下の始祖」（＝徳川家康）が「薩摩守」（＝島津家久）に「琉球島」を興えてから、「島主」（＝琉球國王）が使節を江戸に派遣し、「薩摩守」の命令を受けてきたと記されていることにも着目する必要がある。すなわち、英國政府への「返書」では、幕府は、琉球の支配者が薩摩藩の支配下にあるただの「島主」と記すだけで、幕府にどの程度の意圖があつたかどうかは判明しないが、その「返書」からは琉球王國の君主の格を下げるような表現になつていた。

その直後、一八六二年一〇月二八日（西曆）にニールはラッセル卿に再び報告書を送った。これによると、ニールは、従来まで謎に包まれていたが、日本側が琉球を「an appanage of the hereditary Princes of Satsuma（代々薩摩藩主の屬領・領地）」だと宣言したと述べた。³³⁾ すなわち、幕府の「返書」からニールは琉球が薩摩藩の支配下にあることが明らかになつたと理解していたのである。

前述したように、生麥事件の直後において薩摩藩の琉球支配が西洋列強の注意を喚起した。例えば、一八六三年一月一

四日（西暦）、駐日米國公使ロバート・プルイン（Robert Pruyn）は本國米國政府に報告した際、薩摩藩と琉球について、「As the Prince of Satsuma is sovereign of the Lew Chew group, which he holds independent of the Japanese government（薩摩藩主は琉球諸島の主権者であり、その主権を日本政府とは獨立した形で有している）」と述べている。¹⁴⁷以上から判断すると、ニールは幕府から渡された「返書」の内容を、他の駐日各國公使にも知らせたのではないかと思われる。

（三）一八六七（慶應三）年の佛・英國政府に對する幕府の琉球支配の主張

前述のように、先行研究では、一八六二（文久二年）以降、琉球の位置付けについて西洋列強との交渉では特に幕府による重要な宣言はなく、その後（詳しくいうと一八七二・明治五年の五・六月に）琉球の政治的な位置付けについて注目し議論を行ったのは、明治政府だったとされている。しかし、これから論じるように、實は一八六七（慶應三）年末にも薩摩藩の行動に對處するために、幕府は琉球の所屬問題に再度注目していたのである。

一八六七年のパリ博覽會では幕府の正式な使節團（將軍の代理として將軍慶喜の弟、徳川昭武が同行していた）の他に、薩摩藩の使節團も幕府の許可を受けずに参加していた。これに關聯して、先行研究では「フランス外務省の史料の中に、一八六七年二月、薩摩使節團の一人として渡佛していた岩下方平（左次右衛門）が、フランス皇帝と友好關係を築くために琉球國王の使節として外相に會見を申し込んだとある」と述べられている。¹⁴⁸

このようにパリで薩摩藩使節は、藩主が國王として琉球を支配しており、藩が幕府から獨立していると明言したので、ヨーロッパにおいて大君（當時西洋列強は徳川將軍を大君（Tycoon）と呼んでいた）と諸大名の關係が注目された。これにより、一八六七年三月一日（西暦）に、『フィガロ』や『ル・プティ・ジュルナル』及び『リベルテ』といったフランスの新聞では、日本はドイツと同様に聯邦國であり、將軍（大君）は諸國中で一番有力な支配者に過ぎないということなどが記されている。また、將軍（大君）ではなく、ミカド（當時西洋列強は天皇をミカド（Mikado）と呼んでいた）が日本の最高

の権力者であること、また幕府の海外貿易の独占政策及び薩摩藩による琉球支配については、同年にモンブラン伯爵（パリで薩摩藩の代理人として重要な役割を果たした、フランス、ベルギーの貴族、實業家、外交官）が記した *Le Japon tel qu'il est* (Arthur Bertrand editor, Paris, 1867) という著作にも見られる。³⁶ このように、当時ヨーロッパでは、パリ博覽會を契機に日本の國體（體制）に關する情報が廣範圍に廣がったと思われる。

「はじめに」で述べたように、幕府の外國奉行の向山隼人正は幕府使節の公使としてパリ博覽會で薩摩藩使節に「政府」という文字を使用することを許したため、幕府から厳しく批判され、向山の代わりに外國奉行栗本鯤（鋤雲）がヨーロッパに派遣された。幕府の使節團は一八六七年の春にパリ博覽會に参加した後、八月にスイス、オランダ及びベルギーに出かけ、九月に一時的にパリに戻ってからイタリアを訪問した。一〇月に暫くパリに戻り、十一月七日にはイギリスへ渡った。栗本は八月半ばにスイスで使節團と合流し、その後、彼が持参していた「國體略記」「琉球國舊記」などの報告書を佛語と英語に翻譯する作業が始まったと思われる。

ここでは、次の點について注目したい。栗本がヨーロッパに持参した日本語で書かれた報告書は幕府側の指示及び目的も記されているため、きわめて重要な史料である。だが、實際に英國政府に提出された英文の報告書の内容を理解するには、英國の外交文書も非常に重要である。そのため、一八六七年末における琉球の政治的な位置付けに對する幕府の説明を完全に理解するために、幕府及び英國政府の史料を合わせて検討していく。

一八六七年一月晦日に、栗本は、イギリス（ロンドン）における幕府の使節團の活動について幕府に對して次の通り述べている。³⁷

一、安藝守江御内命之御國體・琉球其外之儀共、此度ロンドンにおいて隼人正外英國事務執政ロード・スタンレン江談判および候委細之儀者隼人正内狀を以申進候、

一、同斷之儀佛國執政へ英國出立前談判いたし候、

右の史料から、安藝守（栗本）は幕府から日本の「御國體」と「琉球」に關する内密の命令を受けており、これにより、向山がロンドンでは英國外務大臣スタンリー卿（Edward Henry Stanley, 15th Earl of Derby）と談判を行い、また、本件についてイギリスへ出發する前に佛國外務大臣ムスティエ（Lionel Desiré-Marie-René-François, Marquis de Moustier）とも談判したことが分かる。

向山が佛國政府に提出した報告書は、幕末に來琉・來日したフランス人の神父で、駐日佛國公使レオン・ロッシュの通譯を務めたウジェエヌ・エマニュエル・メルメ・カシヨン（E. E. Memet-Cachon）によつて翻譯され、一八六七年一月三日に佛國外務大臣に渡された。³⁸⁾

次に、一八六七年一月一日にロンドンで向山がスタンリー卿に主張したことを分析する。日本側の史料では次の通り記されている。

まず、向山は「政府が被命候儀有之間」という理由で英國外務大臣との面談を要求した。そして、向山は「御國體」について、徳川將軍が日本の支配者であること、將軍と天皇及び將軍と諸大名の關係について詳しい説明をし、幕府が西洋列強と密接な關係を維持したいということを主張している。また、向山はスタンリー卿に「日本國體之儀外國とは大に異り居候間」、西洋列強が日本の國體を容易に理解できていないと思われるので、今回、日本の國體に關する記録について「大略を記し候、一書英文に譯し持參、御心得之ため差出候間、御熟讀有之度」と述べている。³⁹⁾

以上によると、向山は英國政府に、日本の國體を説明している英文の記録（日本語のタイトルは「國體略記」であるが、英譯では *The Japanese Constitution* と表記された）を渡したことが分かる。當時、幕府にとつて日本の國體問題の一つとして、琉球の所屬問題も非常に重要な課題とされていた。向山はスタンリー卿に次のことも述べている。⁴⁰⁾

且又琉球島之儀も我 祖宗已來附庸之國に候處、既本年佛郎西博覽會之節も一時奸謀之者有之、獨立國などとの説を唱へ候に付、速に辯解いたし事濟候へ共、是又爲念舊記等書拔竝去戊年中横濱在留貴國公使ニールより問合之節相

答候書付共、今度英文に譯し、御目にかけ候間、いつれも得と御覽有之度候、

右の史料から、向山は琉球が「祖宗」⁽¹⁾ 徳川家康の時代から日本（幕府）の「附庸之國」であり、パリ博覽會では「奸謀之者」⁽²⁾ モンブラン伯爵及び薩摩藩の家來が「獨立國などとの説」を主張したが、その際このことに對して幕府の使節團がすぐ「辯解」したものの、念のため「舊記等書拔」⁽³⁾（『琉球國舊記』の別タイトルであり、その中に「中山王よりの來翰」という報告書もある）及び一八六二（文久二）年に幕府から英國代理公使ニールへ提出された「返書」の英文（以下、*Notice*と記す）も渡し、「いつれも得と御覽有之度候」とスタンリー卿に要請したことが分かる。

前述したように幕府側は栗本に和文で書かれた報告書（『國體略記』及び『琉球國舊記』）を渡しており、この報告書がヨーロッパにおいて佛語及び英語に翻譯された上で、佛國・英國政府に渡された。英文の翻譯については、アレクサンダー・フォン・シーボルトが幕府使節の英語通譯者であり、向山らと密接な關係があつたにもかかわらず、シーボルトは駐日英國公使パークスへの一八六七年二月一日附け（西曆）の書簡では向山によりスタンリー卿に提出された書類の和文を見ていないと述べ、その書類（『國體略記』及び『琉球國舊記』）がパリで幕府使節により翻譯されたと報告している。⁽⁴⁾ 以上から判斷すると、栗本がヨーロッパに持參した書類は極秘のものであり、幕府の役人により英語に翻譯されたのである。

向山は英國政府に「琉球國舊記」の英譯 *Extracts* を提出していたが、これは幕府・薩摩・琉球・中國の關係に關する詳細な報告書であり、その内容から薩摩藩が著した「薩州舊傳記」のような記録に基づいていることが分かる。⁽⁵⁾ この *Extracts* の最後に記されているように、幕府使節の英語通譯者としてパリに派遣されていた箕作貞一郎（麟祥）により英譯されたことが分かる。長文の史料であるので、その要旨をまとめた。⁽⁶⁾

① 一六〇九（慶長一四）年の薩摩藩による琉球侵攻について、一六〇六年に薩摩藩主島津家久は徳川家康（大君）により謁見を賜った際、琉球は昔から薩摩藩に從っていたのに、現在の琉球國中山王（『國王』尙寧が、徳川幕府を開い

た家康に敬意を示すために日本に使節を派遣することを頑なに拒否したため、琉球を罰する許可を求め、家康がそれを認めた。

② 一六〇九年に、家久が家康に琉球を侵攻することに首尾よく成功したことを知らせた際、家康はそれを高く評価し、正式な書簡により家久に琉球を賜った。

③ 薩摩藩が琉球を侵攻した後、家久は琉球國王尙寧を駿河城で家康に、また江戸城で秀忠に謁見させた。秀忠は尙寧に琉球に歸國することを命じ、尙寧が薩摩藩に従っている國を支配しているものの、彼を徳川幕府の老中の位の次に相當する大名の格に位置附けた。これにより、尙寧は一萬石の大名格にされた。

④ 一六一一年に、家久は琉球國王(尙寧)に歸國することを許したが、その時から「He caused him to be watched by a controller and modified the laws of the country (藩の家來により彼を監視する、また琉球國の法律も改める政策をとった)」。琉球側は薩摩藩に毎年六千石に相當する貢物を送ることとなった。

ここまでの文書は薩摩藩の記録(薩州舊傳記)などに基づいたものであるが、次の二つの點は、當時の琉球の所屬問題に對應するために幕府側が栗本をヨーロッパに派遣する直前に作成して加えたものであると思われる。

⑤ 家康が家久に琉球を與えたので、琉球は徳川將軍(大君)から「were treated... as a conquered country which must remain perpetually dependent (永續的に日本に從屬する征服された國として取り扱われた)」。ゆゑに、「This very dependency has been fully accepted by the king of Lioukiou (琉球國王は琉球が日本に服従していることを完全に承認している)」。徳川將軍の代替わり毎に、琉球國王は將軍にお禮を述べるために使節を派遣する。また、琉球國王の代替わり毎に、新しい國王は、薩摩藩主を通して將軍の命令を受けないうちには、「cannot assume the power (権力を握ることができない)」。新しい國王は將軍へ感謝を表すために代理人を江戸に派遣する。

次の點について、和文(『幕府が栗本に渡した史料』と英譯(向山が英國政府に提出した報告書)とは、興味深い差異が見

られるので、両方の史料を載せる。

⑥ 和文

「其國唐と日本の間にある故嗣封のとき者彼國よりも册封を受けるなりされとも唐へは遠く日本へ者近き故日本の扶助にあらされは常住の日用も辨する事あたはず去るによりて國人耶麻刀ヤマトと稱して甚た日本を尊ぶとなむ琉球談」⁽⁴⁴⁾

英譯

As the Lioukiou islands are situated between China and Japan, the new king receives also the investiture from China. However the distance which separates the islands from the Chinese Empire, whilst they are so near to Japan, renders them strictly dependent on Japan. They would not be able to manage their own affairs without our assistance. For this reason, the Lioukiouans have the greatest consideration for Japan which they call Yamato⁽⁴⁵⁾.

(琉球が中國と日本の間にあるので、新しい國王は中國からも「册封 (investiture)」される。だが、琉球は中國から遠い距離にある一方で、日本からは非常に近い距離にあることが、琉球を日本に嚴密に依存 (もしくはは從屬) せしめる (renders them strictly dependent on Japan)。日本の援助なしでは、琉球が自らの諸事を管理することはできないので、琉球人は「大和」と稱する日本を非常に尊敬する)。

興味深いのは、琉球國王は中國の皇帝により册封されるが、琉球は中國に比べると日本と非常に近いので、幕府の史料(和文)では「日本の扶助にあらされは常住の日用も辨する事あたはず」、すなわち日本の援助なしでは琉球が王國として存立できないと述べられているのに對し、幕府使節(箕作の英譯)は、琉球が中國に比べると日本と非常に近いので、「日本に嚴密に依存 (もしくはは從屬)」していると主張したことである。幕府側が右のような詳しい情報をはじめて西洋列強に知らせたことは留意すべき点である。

以上が英國政府に英文で實際に提出された *Extracts* の内容であるが、和文の「琉球國舊記」からは當時の琉球問題に

ついて幕府にとって最も重要な点が分かる。『續通信全覽』にある「琉球國舊記」では、最後のところにおいて、幕府は栗本らに對して、琉球が「自ら別箇の國にして支那の正朔を奉し彼の冊封を受、又我が國にも屬して薩摩の管轄を受くるといへとも、自ら其國王ハ別に有之者判然たり⁽⁴⁶⁾」、と傳えるよう内密に指示した。すなわち、幕府は、琉球が清朝の朝貢國であり、幕府の屬國で薩摩藩の管轄＝領分であるとしても、琉球には別に「國王」がいるという事實を佛・英國に示すことをきわめて重視していたのである。

次に、向山が英國政府に「琉球國舊記」と合わせて提出した「中山王よりの來翰」という記録の内容を簡單にみよう。この史料では、幕府は二六四四（寛永二〇）年、一六四九（慶安二）年、一六五三（承應二）年、一六七一（寛文二一）年の琉球使節派遣の際、琉球國王（中山王）と老中がやりとりした書簡の内容を紹介している。しかし、以上の内容は現在のところ英國政府の外交史料の中では確認することができなかつたため、幕府側の史料（『續通信全覽』）を検討すると、琉球國王（中山王）は、將軍の代替わりと自らの即位の際に、お禮を述べるために江戸幕府に慶賀と謝恩の使節を派遣し、その際江戸城では琉球使者が將軍に献上物を奉つたことが述べられている⁽⁴⁷⁾。幕府はこの江戸參府の琉球使節をめぐる史料を英國政府に見せることにより徳川將軍と琉球國王には上下關係があり、薩摩藩が琉球國王ではないことを證明することを狙っていたと思われる。

前述の通り、一八六七（慶應三）年に向山は英國政府に、幕府が英國代理公使ニールへ一八六二（文久二）年に提出した正式な「返書」（とその「別紙」）の英文である*Notice*を渡した。こゝでは、一八六七年の*Notice*と一八六二年の和文との差異に注目したい。

文久二年の「返書」の「別紙」には「琉球島は我文治年中より聘禮を行ひ來りしか⁽⁴⁸⁾」と記されているが、一八六七（慶應三）年の*Notice*では左の通り書かれている⁽⁴⁹⁾。

一一八五（文治元）年から「The Lioukiou islands had constantly recognized the sovereignty of the Japanese govern-

ment (琉球の諸島は絶えず日本政府の主権を承認しており)」、定期的に使節と贈り物を送ってきた。

この英文の史料も幕府の使節團に参加していた箕作貞一郎(麟祥)による翻譯であり、右の一文では、國際法に基づいて近代的な表現 (had constantly recognized the sovereignty) が使用されており、注目に値する。

江戸への琉球使節について一八六七年の Notice では左の通り説明されている。⁽⁵⁾

徳川將軍の代替わり毎に、將軍は島津家に琉球の「donation」(付與)を再確認するよつとに、「confers the investiture to the king of Ioukiou (琉球國王に冊封・授爵・任命する)」。琉球國王は將軍へ感謝の旨を述べるために薩摩藩主が同行する使節を江戸に派遣する。薩摩藩主は琉球政府に徳川將軍の命令・指示を伝える。

一八六二年の幕府による正式な「返書」の「別紙」では、將軍の代替わり毎に幕府は薩摩藩に琉球の支配を再付與する契機として「大禮」⁽⁶⁾を行うと書かれているが、一八六七年の Notice では、將軍が襲職する毎に「琉球國王」に冊封・授爵・任命する、と變更した。また、一八六二年の「返書」の「別紙」では、琉球「島主」が即位した際、薩摩藩主が新しい「島主」に命令を出すと言われているが、一八六七年の Notice では薩摩藩主は媒介の役割をし、「琉球政府」に徳川將軍の命令・指示を知らせると述べられている。

以上からみると、幕府が一八六二年のイギリス政府への「返書」を訂正する必要を感じた最も重要な理由とは、琉球國王の稱號を曖昧な「島主」から「琉球國王 (the king of Ioukiou)」にすることで、琉球には國王がいることを示すことである。また、興味深いのは、幕府使節は「將軍の代替わり毎に幕府は薩摩藩に琉球の支配を再付與する契機として「大禮」を行う」という文章を、ヨーロッパでは「將軍は島津家に琉球の付與を再確認するとともに、琉球國王に冊封・授爵・任命する」に變更したことである。

これに關聯して、一八六二年の英國政府への幕府による「返書」とその「別紙」(すなわち、栗本が幕府から渡された和文の史料)の最後のところで、幕府は栗本らへ、「是に於ても琉球の自ら島王の別に在りて薩摩を直に島王となすべからさ

るハ判然たり⁽⁵²⁾」ということを内密に傳えた。このような指示を受けて、パリにおいて栗本らは「大禮」（＝琉球使節の「慶賀使」を「冊封」的な儀禮に變更したのである。

このように、一八六二（文久二）年に幕府は英國政府に琉球が日本の屬國でありながら薩摩藩の領分であると述べていたが、一八六七（慶長三）年のパリでの薩摩藩使節の行動への對抗措置として、英國政府に對して琉球が薩摩藩の領分であり、將軍の命令に従う永遠に日本の屬國でありながら、それとは別に「國王」「島王」がいることも明確に主張した。これにより、幕府の主張によれば、薩摩藩主が琉球國王だといえないことが明確になる。また、幕府はすでに一八六二年の「返書」では、中國に比べて日本による琉球支配がより實質的であると述べていたが、一八六七年に中國と日本の琉球支配の説明についても一歩前進し、清朝に比べて琉球が日本から地理的に非常に近いので、日本の援助なしでは琉球が王國として存立できないと述べた。さらに、ヨーロッパにおいて幕府使節は、この地理的な位置付けは琉球を「日本に嚴密に依存（もしくは從屬）させる（renders them strictly dependent on Japan）」と加えることで、日本による琉球支配について、より強い主張をした。

向山の日琉關係についての主張に對して、スタンリー卿は「一、琉球之義も得と熟覽取調可申候⁽⁵³⁾」といい、これから「取調」を行うと述べた。だが、その時點（一八六七年・慶應三年一月二五日）では、日本において第一五代將軍徳川慶喜がすでに政權を朝廷に返上し、まもなく徳川政權が倒れるところであったので、その後幕府側は琉球問題などについて對應する餘裕はなくなったのである。

右の出來事に先立って、一八六七年六月二六日（西曆）に、ニューヨーク・タイムズではパリにおける幕府使節と薩摩藩使節について記事が出ていた。⁽⁵⁴⁾これによると、フランスのラ・フランス紙の記事に基づいて、徳川昭武に同行していた使節は日本の正式な使節ではないと書かれている。また、薩摩藩の使節について「薩摩侯の代表に使節の稱號を與えるの

も正しくない。薩摩侯は日本の國王の臣下にすぎないから、外國の宮廷に「使節」という代表を送る権限を持たないからだ。薩摩侯がパリに送ってきた人物は博覽會への代表で、彼らがフランス宮廷への外交使節でないことは、外相に公式に謁見していない事實からも證明される」と記されている。

右のアメリカの新聞からみると、一八六七年の幕府の使節も薩摩藩の使節も正式な使節として位置付けられず、さらに薩摩藩使節は正式にフランスの外相から謁見されていないことが分かる。興味深いのは、日本には「國王」がいると認識されていることである。今までみたように、當時、日本の體制について西洋ではよく理解されていない諸點があった。例えば、將軍（大君）と天皇（ミカド）との關係や、將軍と大名たちとの關係、また琉球と中國・薩摩藩・幕府の關係は曖昧に理解されており、または一貫性のない知識がみられる。だが、その中でも、琉球を獨立國としてみていた西洋人・西洋列強は少なかったといえる。

以上からも分かるように、幕府と薩摩藩は戊辰戰爭で物理的に戦う以前に、ヨーロッパではお互いに外交的な戦いも行った。明治維新については、主に幕末において薩摩藩・長州藩などが日本國內で倒幕運動を進めることから始まったことが注目されてきたが、一八六七年に薩摩藩と幕府が外交的に戦った舞臺はヨーロッパであったことについても着目すべきであり、より廣い視點から明治維新を検討する必要があるのではないかと思う。

（四）近世から近代へ

「琉球處分」に關する研究の重要な特徴の一つは、明治政府による琉球併合というプロセスの始まりを明治初期、詳しく言うると一八七一―七二年の期間に位置付けていることである。⁽⁵⁵⁾

筆者の視點からみると、「琉球處分」を完全に理解するためには、幕末に形成されたその大前提から研究するのが不可欠な作業である。本稿の内容からも明らかであるように、幕末になると琉球の所屬問題が徐々に國際的なものになり、西

洋列強が幕府に琉球と日本の關係について照會するようになり、幕府がそれに對して正式な返書を送ることになった。

このように、一方で琉球が日清兩屬の支配下にありながら、日本による支配の方が實質的であるという幕府側の認識が強まっていた。他方で、イギリス政府への幕府側の正式な「返書」などに基づいて、琉球が中國と日本の支配を受けているものの、徐々に日本（特に薩摩藩）との關係の方が密接であることが西洋列強に知られるようになった。

以上を踏まえて、「琉球處分」へ向かうプロセスにおいて、近世から近代への移行及び分岐點というだけではなく、幕末との「聯續性」についても注目する必要があると指摘しておきたい。

本稿で明らかになったように、ペリーとの交渉以降、琉球に對する幕府側の關心が高まっていた。それにも關わらず、一八六七年に至るまで幕府は琉球を日清兩屬の支配下にあると位置付け、琉球を日本の一部分にする動きはみられなかった。

一八七二（明治五）年六月頃に明治政府の中で琉球の問題がはじめて深刻に議論された際、左院は琉球を「我ト清トニ兩屬」と位置付け、左のとおり述べた。⁽⁵⁶⁾

琉球國ハ明ヨリ始マリ清ニ至テモ其封冊ヲ受ケ正朔ヲ奉ス、然ルニ其名ハ封冊ヲ受ケ正朔ヲ奉スレトモ、其實ハ島津氏疊世之ヲ支配シ、士官ヲ遣シ其國ヲ鎮撫ス而已ナラス、使臣ヲ率テ來朝セシムル事舊幕府ヨリノ制タリ由是觀之ハ琉球ノ我ニ依賴スル事清ヨリ勝レルハ清ニハ名ヲ以テ服従シ我ニハ實ヲ以テ服従スレハナリ

この史料によると、琉球は「名」においては明・清朝から「封冊」を受け、正朔を奉じて、「實」においては島津氏に代々支配されている。島津氏は家來を琉球に派遣し、琉球を取り締まるだけでなく、琉球の使臣（＝慶賀使・謝恩使）に（江戸まで）同行して「來朝」させたのである。「舊幕府ヨリノ制」からみると、琉球は徳川幕府の支配下にあつたと述べたのである。

この史料の内容から理解できるように、左院は、徳川時代においては琉球が清朝と日本（幕府・薩摩）の支配下にあつ

だが、日本による琉球支配の方がより實質的なものであったと認識していた。このような認識、特に左院が述べた「其名」⁵⁷「清朝支配と「其實」⁵⁸薩摩・幕府支配という位置付けは、一八五四年の阿部による「想定問答集」の第十答目と、一八六二年の幕府からのイギリス政府への正式な「返書」とに重要な關聯性があることに留意すべきである。以上のいずれの史料においても、琉球が清朝から正朔と冊封を受けていたが、琉球が日本に従ってきた事實として一六〇九年の薩摩藩侵攻による琉球の服従、薩摩藩の家來が琉球では取り締まりの役割を果たすこと、薩摩藩主は琉球使節を江戸まで同行したことが述べられているのである。

近世から近代へという期間について考察するのであれば、幕府の役人と明治政府との關係についても注目する必要がある。本稿で論じたように、一八六七年にヨーロッパにおいて幕府の使節は、幕府の體制を維持するために重要な役割を果たした。その中でも、箕作麟祥（一八四六～一八九七）は翻譯者としてきわめて大事な作業を行った。一八七〇年代において、彼は文部省及び司法省の官僚として、日本の諸法典（民法や商法など）の編纂において重要な業績を残したが、パリから歸國した後一八七〇（明治三）年四月一五日から八月一三日まで外國官翻譯御用掛として勤めていた。⁵⁹パリでの幕府使節の活躍については、幕府の舊役人が新政府（明治政府）に詳しい報告をしていると推測される一方で、箕作が翻譯を擔當した諸資料は英國の外交文書のみが現存し、日本の外交史料館には管見の限り確認できない。特に、パリにおいて幕府使節が、琉球の慶賀使を「慶賀」の儀禮ではなく、「冊封」的儀禮として捉えていたことと、一八七二（明治四）年一月四日に外務卿となつた副島種臣が、一八七二年六月前後に明治天皇から琉球國王に「冊封」を與えることを提案したことは、筆者は關係性を見出すものであるが、箕作が外國官（一八七二年に外務省になる）にその情報を知らせたかは定かではない。この點も含め、一八七二年の箕作と琉球の所屬問題に關する考察については今後の課題としたい。

このように、日本による琉球の併合過程は、幕末（一八四〇年代）に西洋列強が東アジアに進出することにより始まり、一八五〇年代から徳川幕府が琉球・日本關係についての關心を徐々に深めるようになり、近代國家を作ろうとしていた明

治政府により一八七二年から一八七九年にかけて併合が實現された、という長期にわたる國際的な出來事として捉えられるのではないか。

次に西洋列強の姿勢をみてみたい。

一八五〇年代において、米國・佛國・蘭國の使節は琉球と修好條約を締結した際、琉球王府にある程度までの外交權を認めたとと思われる。その「三條約」は漢文で書かれており、中國の年號が使用されており、琉球と日本の當時の關係（＝支配關係）について何も觸れられていないことは見逃してはいけない事實である。

しかし、一八六二（文久二年）になると、生麥事件を契機に琉球の所屬問題が西洋列強の注意を喚起し、イギリス側の照會に對して幕府側は英國政府に琉球の政治的な位置付け（＝琉球は中國に朝貢してきたが、薩摩藩の領分として日本の屬國であること）について詳しい「返書」を送った。當時のアメリカ側の史料から判斷すると、駐日アメリカ公使ロバート・プルインも琉球が薩摩藩の支配を受けていたことを知っていたことが分かる、すなわち、英國側は、幕府から提出された「返書」の内容を他の西洋列強にも知らせたと思われる。

アメリカは一八五五年に琉球と締結した條約を正式に批准しているが、オランダは一八六二年に琉球側と假の批准交換を行ったものの、その後琉球の政治的な地位（＝琉球が中國、特に日本に貢納していること）についてより詳細な情報を獲得したことを理由として一八六三年から一八六七年の間に正式に琉蘭修好條約を批准しないことを決定した。⁽⁵⁸⁾これは、生麥事件を契機に幕府が英國政府に琉球の位置付けについて詳しい「返書」を送ったことと密接に關係しているのではないか。フランスも一八六二年まで琉佛修好條約の履行を重視していたが、一八六七年にパリにおいて薩摩藩使節が藩主が琉球國王であることを主張した際、琉球の政治的な位置付けについて再び注目した。その時、オランダ政府に問い合わせた際に、オランダが琉球の獨立性を問題にしていることを聞いてから、フランス政府は琉佛修好條約の批准を見送ることにしたのである。⁽⁵⁹⁾この決定は、一八六七年のパリにおける薩摩藩使節の活動及びオランダ政府から得た情報と密接な關係があ

ると思われる。

明治初期になると、駐日附ギリス辦理公使ワトソン (R. G. Watson) は、イギリス外務次官ハモンド (E. Hammond) 宛ての一八七二 (明治五) 年九月二〇日附けの書簡で、英國政府に、東京に到着した琉球維新慶賀使について報告している。その中で、ワトソンは、明治維新以前、日本の政府が將軍により統治され、「琉球國王が徳川將軍を琉球の宗主として見ていた」と述べた。⁽⁶⁰⁾ワトソンは琉球が日本の支配下にあると認識していたのである。

また、ワトソンは、琉球と日本の關係に關するアーネスト・サトウ (E. Satow, イギリスの通譯官) が記した非常に詳しい覺書を報告に添附した。この覺書に記されているのは、一六〇九年の薩摩藩による琉球侵略から、琉球國王が薩摩藩主の支配下に置かれていたので、自らの宗主として奉公し續けたこと、そして、徳川將軍の代替わり毎に、薩摩藩が仲介者の勞を取り、將軍により琉球國王に改めて「investiture」(冊封・授爵・任命) が承認されてきたこと、また、中國と日本の間にある琉球のその位置のために、琉球國王は即位にあたって中國からも冊封を受けてきており、中國から冊封の使節が派遣されてきた、というものである。⁽⁶¹⁾

このサトウの覺書は、一八六二 (文久) 年に幕府がイギリス政府に送った正式な「返書」の内容とほとんど同様で非常に詳しいものである。その際、イギリス側が幕府の「返書」を英語に翻譯しており、その中では幕府の「返書」に述べられていた「大君殿下代替りの節に改て同家へ賜る事にて我政府において大禮を行ひ」という文言が「From that time those Islands are always presented afresh to the Prince of Satsuma, as often as the Tycoon hands over his Crown to his successors and when the great ceremony of feoffment takes place in our Empire」という風に英語に翻譯されていた。⁽⁶²⁾幕府側の史料では琉球使節の慶賀使を「改て同家へ賜る事にて我政府において大禮を行ひ」として位置付けていたが、イギリス側の翻譯者はそれを「the great ceremony of feoffment」すなわち「封土・領地の授與 (= feoffment) の大禮として捉えていた。つまり、イギリス側が一八六二年から、琉球の慶賀使を「領地授與」の儀禮として理解していたことが、一八七

二年のサトウの覺書の「徳川將軍の代替わり毎に、薩摩藩が仲介者の勞を取り、將軍により琉球國王に改めて「Investiture」が承認されてきた」という表現に影響を與えたのではないかと思われる。

または、アーネスト・サトウは覺書を記した際、一八六七年に幕府使節が英國政府に提出した Notice の内容も参考にすることも考えられる。

同じ時期（一八七二年）に、琉球の所屬問題について駐日アメリカ公使デロング（C. E. De Long）及び駐日佛國公使テュレンヌ（Comte P. de Turenne）もそれぞれの國々に報告をしている。

デロングは、琉球を獨立國として一切みておらず、副島外務卿から琉球がすでに（一八七二年九月の時點で）日本に「併合」されていたことを聞いてまもなく、副島に明治政府が琉米修好條約を維持するか照會した。米國側は琉球と締結した條約ではアメリカ人は特權を與えられていたので、重要で正式な條約としてみなしていたが、琉球側に確認せずに副島外務卿が琉米修好條約を維持すると約束したことを承認することで、一八七二年の明治政府による琉球併合を默認した。⁽⁶³⁾

同年（一八七二年）八月に、テュレンヌは臺灣事件について佛國政府に報告をしている。臺灣事件とは、一八七一年に臺灣に漂着した琉球人が原住民によって殺害された事件である。これに關して、テュレンヌは昔から中國と日本が琉球の支配を争っていたので、これから東アジアにおいてある程度まで外交的な摩擦が生じる可能性がある⁽⁶⁴⁾と述べた。

以上を踏まえれば、明治初期、西洋列強は、琉球を國際的な條約を締結した獨立國というよりも、傳統的に日清兩屬の支配下にある、またその中でも、日本との關係の方が密接な從屬國として認識していたと思われる。すなわち、幕府のリーダー達は、その意圖がなかったとしても、日本が琉球を併合するに足りる國際的な情勢を作り出していたと考えられる⁽⁶⁵⁾だろう。

おわりに

本稿では、一八六七（慶長三）年に、薩摩藩の行動への対応として、幕府が琉球の所屬問題について、イギリス政府に重要な情報を知らせたことについて考察してきた。本稿で論じたことをまとめると以下のようなになる。

一八五四（嘉永七）年の幕府側の報告書（老中阿部正弘による「想定問答集」や林大學頭たちの報告書、海防掛の報告書）と一八六二（文久二）年のイギリス政府への幕府の「返書」とその「別紙」の内容に注目することで、幕末になると琉球使節に對する幕府の新しい認識がみられ、幕府が西洋列強に對して日本の琉球支配を示す證據として琉球使節を位置付けるようになったと指摘することができる。これに關聯して、一八六七年に向山が佛・英國政府に提出した「琉球國舊記」などの中でも、幕府は徳川將軍と琉球國王が上下關係にあることを示すために、琉球から江戸への使節派遣を最も重要な事實として位置附けたと指摘しておきたい。

一八六七年の春に、パリの博覽會において薩摩藩使節が藩主は琉球國王であると主張したことに對して、幕府は琉球には日本と「別に國王」がいるので、薩摩藩主が琉球國王といえないということを對外的に示すことを重要な外交政策とした。そのため、幕府は日琉關係について佛・英國政府に詳しく説明しており、その中で琉球が薩摩の領分でありながら、徳川家康が島津家に琉球侵攻を認めたこと、侵攻後に家康が島津家に琉球を與えたことなどを述べることで、幕府が琉球を支配していることを強調した。そして、幕府使節は、琉球が清朝から冊封を受けても、地理的に日本に近いので明確に幕府の屬國であると強く主張している。

また、一八六二年に幕府が英國政府に提出した正式な「返書」とその「別紙」の内容を訂正することも重要な問題となった。これにより、一八六二年の英國政府への「返書」時点で幕府は薩摩藩主のみが琉球に指示を出していると説明していたが、一八六七年の *Notice* において幕府使節は、徳川將軍の指示・命令が薩摩藩を通して琉球に伝えられてきたと

主張を變えている。そして、琉球の支配者がただの「島主」ではなく、「國王」「島王」として位置附けられた。これについて、近代的な表現（「The Lioukiou islands had constantly recognized the sovereignty of the Japanese government」など）を使用することで、中國に比べて日本による琉球支配の方が實質的であると示そうとしていた幕府使節のパリでの役割はきわめて重要である。すなわち、パリ及びロンドンにおいて活躍し、西洋人と密に接していた幕府使節は、日本による琉球支配を主張するにあたって、幕府の報告書に書かれた説明よりも、さらに強い主張が必要であることを理解していたと思われる。パリ博覽會を契機に、薩摩藩の行動への對應として幕府がはじめて自發的に西洋列強に向けて、日本（薩摩藩・幕府）と琉球と清朝の關係について詳細な説明をしたのである。また、一八六七年末に、幕府が琉球に日本とは別に「國王」及び「政府」があることを對外的に認めたことは、見逃してはいけない重要な事實である。

もう一つの興味深い點は、幕府が英國政府に提出した *Notice* の中では、徳川將軍の代替わり毎に新しい將軍が琉球國王に「冊封・授爵・任命 (investiture)」を興えることが述べられている、ということである。実際には、一八七二(明治五年)年に維新慶賀使が東京に到着しており、この使節を契機に琉球國王ははじめて日本側の支配者(明治天皇)から「冊封」されることとなったのである。以上からみると、一八六七年に幕府側もすでに琉球使節を「慶賀使」ではなく、「冊封」の儀禮として位置附けるようになっていたことに留意すべきである。

筆者の視點から、琉球の政治的な位置附けを中心において幕末の外交を考えてみると、幕府、薩摩藩、琉球、清朝、西洋列強の歴史が聯動していたことがよりみえてくる。本稿でも論じてきたように、幕末になると琉球の所屬問題は日本(薩摩藩・幕府)・琉球・清朝にとどまることなく、徐々に西洋列強が関わるようになり、これは明治初期において西洋列強が果たした役割との重要な聯續性があると考えている。その中で、琉球の位置附けは謎に包まれていたが、徐々に日本(特に薩摩藩)の支配下にあることが浮かび上がっていった。西洋列強にこのように印象附けたのは、パリ博覽會での薩摩藩使節の役割はもちろん、幕府からイギリス政府への一八六二年の正式な「返書」も重要な役割を果たしたと思われる。

一八六七年に幕府がイギリス政府へ渡した「琉球國舊記」などの影響については次の課題として残す。
このように、私は「琉球處分」をより國際的でグローバルな出來事として検討すべきだと考えている。

註

- (1) 本稿の年月日は「舊曆年初時點の西曆年次+舊曆月日」で表記する。元號年次を附記する場合は、舊曆年末時點の元號年次を用いる。西曆の月日を用いる場合はそれをとくに注記する。
- (2) 西里喜行「琉球處分・樺太・千島交換條約」『アジアのなかの日本史Ⅳ 地域と民族』東京大學出版會、一九九二年、一七〇頁。眞榮平房昭「十九世紀の東アジア國際關係と琉球問題」『アジアから考える3 周縁からの歴史』東京大學出版會、一九九四年、二五三頁。横山伊徳「日本の開國と琉球」曾根勇二・木村直也編『國家と對外關係』(新しい近世史2) 新人物往來社、一九九六年、三九九頁。
- (3) パトリック・ベイヴェール『ヨーロッパの琉球認識』『沖繩縣史』各論編、第四卷、近世、二〇〇五年。
- (4) 『澁澤榮一傳記資料』第一卷、澁澤榮一傳記資料刊行會、一九五五年、六一一頁。
- (5) 小野寺龍太『栗本鋤雲——大節を堅持した亡國の遺臣——』ミネルヴァ書店、二〇一〇年、一六五頁。
- (6) パリで幕府の使節は佛國外務大臣に「琉球國舊記」の佛譯文を提出しているが、現在の時點でこの佛譯文を佛國外
- 交史料では確認できていないので、幕府側がフランスに渡した報告書の検討を今度の課題として残したい。
- (7) 「琉球國舊記」は現在外交史料館書庫の『續通信全覽』に収録され、また英國政府の *Foreign Office 46, Japan Correspondence* には「琉球國舊記」の英譯及び一八六二(文久二)年の幕府から英國政府への書簡の訂正された英文が保存されている。
- (8) テイネッロ・マルコ「琉球をめぐる副島外務卿と駐日米佛公使の交渉——琉米修好條約を中心に」『日本歴史』第八二四號、二〇一七年。
- (9) 紙屋敦之『幕藩體制國家の琉球支配』校倉書房、一九九〇年、三四〜四〇頁。
- (10) 豊見山和行『琉球王國の外交と王權』吉川弘文館、二〇〇四年。
- (11) 隱蔽政策に關しては次の先行研究が挙げられる。紙屋敦之「琉球の中國への進貢と對日關係の隱蔽」早稻田大學アジア地域文化エンハンシング研究センター編『アジア地域文化學の發展——21世紀COEプログラム研究集成——』雄山閣、二〇〇六年。渡邊美季『近世琉球と中日關

- 係」吉川弘文館、二〇二二年、二二三～二五三頁。
- (12) 『通航一覽續輯』二、清文堂出版、一九六八年、五二六～五二七頁。
- (13) 西里喜行、註(2) 前掲書、一七〇頁。眞榮平房昭、註(2) 前掲書、二五三頁。横山伊徳、註(2) 前掲書、三九九頁。
- (14) ティネット・マルコ『世界史からみた「琉球處分」』榕樹書林、二〇一七年。
- (15) S・W・ウイリアムズ『ペリー日本遠征隨行記』洞富雄譯、雄松堂書店、一九七〇年、四四八～四四九頁。
- (16) 鹿兒島縣維新史料編さん所『鹿兒島縣 齊彬公史料』第二卷、二三九號、四六三頁。渡邊修二郎『阿部正弘事蹟』下、一九一〇年、七〇七～七〇八頁。
- (17) 西里喜行、註(2) 前掲書。
- (18) 『鹿兒島縣 齊彬公史料』第二卷、四六三頁。『阿部正弘事蹟』下、七〇七～七〇八頁。
- (19) 『通航一覽續輯』第四卷、卷百四十二、北亞墨利加部三十九、清文堂出版、一九六八年。
- (20) この點について拙著『世界史からみた「琉球處分」』の内容を訂正したい。拙著では「琉球處分」の大前提は、一八四四(弘化元)年に西洋列強が琉球に開國の要求をしてから具體化し始めるが、その最も重要なターニングポイントはいペリーの再来日の際にアメリカ側が幕府に琉球の開港を要求したことだと指摘したい(一三三頁)。
- 今回「琉球處分」の大前提は、一八四四(弘化元)年に西洋列強が琉球に開國の要求をしてから具體化し始めるが、その重要なターニングポイントの一つはペリーの再来日の際にアメリカ側が幕府に琉球の開港を要求したことだと指摘したい」と訂正したい。アメリカ側の琉球開國の要求後、琉日關係について阿部がとった行動は非常に重要であるが、一八六二(文久二)年に幕府がイギリス政府に説明した琉球の位置付けは、もう一つの大事なターニングポイントとなった。
- (21) 註(14) 前掲書、二二五頁。
- (22) S・W・ウイリアムズ、註(15) 前掲書、四五〇～四五二頁。
- (23) 『通航一覽續輯』三、清文堂出版、一九七〇年、九九頁。
- (24) この點については既に先行研究において指摘がなされている。眞榮平房昭、註(2) 前掲書、二五八～二五九頁。
- (25) 東京大學史料編纂所『大日本古文書 幕末外交關係文書』第十五卷、東京大學出版會、一九七二年、六〇〇頁。
- (26) British Foreign Office (以下 FO) 46, Japan Correspondence, vol. 24 (1862), pp.232-233.
- (27) *Ibid.* pp. 232-234.
- (28) 幕府からイギリス政府への正式な「返書」の解釋は、筆者の『世界史からみた「琉球處分」』二〇六～二一〇頁の内容とほぼ同じである。
- (29) 『夷匪入港録第1』日本史籍協會、一九三〇年、三三三頁。
- (30) 『夷匪入港録第1』三二～三三頁。
- (31) 我國慶長年中、薩摩守手ヲ以琉球ヲ征伐致シ、我國へ服

- 從致サセ候へ共、琉球朱明之正朔ヲ受居候ヲ其儘ニ差免置候例ヲ以、清國ヨリ正朔ヲ與へ冊封使ヲ差越候ヲ不相構事ニ致來候、乍去全我國へ服從罷在候間、平生薩摩守家來彼地へ罷出取締致居候、且我國主代替竝ニ彼國主代替ニハ彼必薩摩守ニ引連候歟、江戸へ來願致候儀ニ候 (S・W・ウィリアムズ、註 (15) 前掲書、四四九頁)。
- (32) この點について、筆者は「世界史からみた『琉球處分』では、阿部正弘の「想定問答集」が一八六二年の幕府からイギリス政府への「返書」に重要な影響を與えたと述べたが、實は「想定問答集」の直後に書かれていた儒者たちの報告書及び海防係の報告書も、一八六二年に幕府の當局が大いに參考にしたと思われぬ。
- (33) FO 46, Japan Correspondence, vol. 25 (1862), p. 2.
- (34) (United States Department of State / Executive documents printed by order of the House of Representatives, 1874-'75) *Foreign Relations of the United States*, 1863, No. 2 (Pryn to Mr Seward, January 14, 1863), p. 1063.
- (35) 註 (3) 前掲論文、六〇九頁。
- (36) Willy Vande Walle, "Le Comte des Cantons Charles de Monthlanc (1833-1894), Agent for the Lord of Satsuma," in *Leaders and Leadership in Japan*, Ian Neary (ed.), Routledge, London and New York, 1996, pp. 50-52.
- (37) 『續通信全覽』類聚之部、修好門、使節、徳川民部大輔歐行一件 附佛國博覽會。
- (38) 『續通信全覽』卷四一六、編年之部、丁卯佛國往復書翰 十四。
- (39) 『川勝家文書全』日本史籍協會、一九三〇年、四九〜五〇頁。
- (40) 同前。
- (41) FO46, Japan Correspondence, vol. 86 (1867), pp. 353-355.
- (42) 「琉球國舊記」を記した幕府の役人たちは、「薩州舊傳記」「當代記」という薩摩及び幕府の史料などを參考している。今回は、これ以上調べる事が出来なかつたが、この史料のより深い考察を今度の課題として残したい。今のところ、推測の範囲を超えないが、一八六七(慶應三)年に幕府側が參考にした薩摩藩の史料の一部分には、一八五四(嘉永七)年二月のペリーとの交渉後、幕府が島津齊彬に琉球との關係について説明を求めたことに對して、薩摩側が提出した史料も含むと考えられる。一八五四年の報告書において海防掛は「林大學頭・筒井肥前守取調申上候書面竝薩摩守ヨリ差出明清兵亂中琉球國始末之考、其外國之儀ニ付被仰出候趣御書拔共、被成御下ニ付、一覽勘考候處」と書いているように、齊彬が琉球について、いくつかの資料を幕府に渡したことが分かる。
- (43) FO 46, Japan Correspondence, vol. 86 (1867), pp. 338-351.
- (44) 『續通信全覽』卷四一六、編年之部、丁卯佛國往復書翰 十四。

- (45) FO 46, Japan Correspondence, vol. 86 (1867), p. 349.
- (46) 『續通信全覽』卷四一六、編年之部、丁卯佛國往復書翰十四。
- (47) 同前。
- (48) 『夷匪入港録第1』日本史籍協會、三二一～三三三頁。
- (49) FO 46, Japan Correspondence, vol. 86 (1867), p. 332.
- (50) *Ibid.*
- (51) 『夷匪入港録第1』日本史籍協會、三二一～三三三頁。
- (52) 『續通信全覽』卷四一六、編年之部、丁卯佛國往復書翰十四。
- (53) 『川勝家文書全』五一頁。
- (54) 國際ニュース事典出版委員會・毎日コミュニケーション編『外國新聞に見る日本』(①一八五二—一八七三本編)(毎日コミュニケーションズ、一九八九年九月) 四〇九頁〔琉球史若手の會「第1回ワークショップ」(明治維新と琉球)、小林伸成「薩摩藩のバリ萬博参加時における「琉球」)〕。
- (55) 例えば、「琉球處分」に關する最近出版された重要な先行研究では、幕末における琉球に關する幕府の外交政策は、ほとんど検討の対象になっていない(梅木哲人『新琉球國の歴史』法政大學出版局、二〇一三年。波平恒男『近代東アジア史のなかの琉球併合——中華世界秩序から植民地帝國日本へ』岩波書店、二〇一四年)。琉球に對する幕府の外交政策について横山伊徳及び眞榮平房昭の研究は非常に重要なものであるが、二人とも、阿部正弘がペリーとの交渉が始まる前にすでに琉球問題に注目していたと解釋しているので、一八五四年の琉球問題に對する幕府の對應を消極的なものとして捉えている(横山伊徳註(2)前掲書、眞榮平房昭註(2)前掲書)。
- (56) 「琉球處分 上」横山學責任編集『琉球所屬問題關係資料』第六卷、本邦書籍、一九八〇年、七頁。
- (57) 大槻文彦『箕作麟祥君傳』丸善、一九〇七年。
- (58) 横山伊徳、註(2)前掲書、四一四頁。
- (59) 同前。
- (60) FO 46, Japan Correspondence, vol. 156 (1872), pp. 57-64.
- (61) *Ibid.*
- (62) FO 46, Japan Correspondence, vol. 25 (1862).
- (63) ティネット・マルコ、註(14)前掲書、一三八～二四四頁。
- (64) *Correspondance Politique, Japon, 1854-1896*, vol. 21, pp. 66-67.
- (65) 一八七八年に琉球側が條約締結を理由に、米國・佛國に對して王國維持のための援助を要求したにもかかわらず、兩國は自らの利益を重んじてそれに應じないという「選擇」をした。その「選擇」は、琉球を併合したい明治政府にとつて有利に働き、琉球王國の存立が失われる「結果」を導いた要因の一つとなった(ティネット・マルコ、註(14)前掲書)。
- (66) 同前。

(67) ティネット・マルコ「琉球使節から見る幕末期日本外交
の變化——近世から近代へ——」『沖繩文化研究』四十
一號、二〇一五年、九九〜一五〇頁。

本論文は法政大學 田中 招聘研究員の助成（二〇一六年一
〇月採用）による研究成果である。

Netherlands. Going forward, I wish to pursue the question of what factors eventually spurred the development and spread of commercial treaties between states — and the supposed end of monopolized trade — at the expense of the capitulations and contracts that had regulated commerce up to that point.

**THE BAKUFU'S DEFINITION OF THE POLITICAL STATUS
OF THE RYUKYU KINGDOM SEEN FROM THE LETTERS
AND DOCUMENTS SUBMITTED
TO THE BRITISH GOVERNMENT IN THE 1860S**

TINELLO Marco

It is no secret that during the 1867 Paris International Exposition, the Satsuma mission asserted that the Satsuma daimyo was the king of the Ryukyu Kingdom, and effectively declared to the Western world that their domain was independent of Edo. While existing scholarship agrees that Satsuma's policy in this area was of deep concern to the shogunate, no studies have clarified Edo's response. However, according to British and Japanese diplomatic papers, the bakufu responded by sending the magistrate for foreign affairs, Kurimoto Aki-no-kami, to Paris, armed with a collection of documents to be translated into English and French to be submitted to the relevant European governments. In these documents, the bakufu pointed out that the shogun was the sole sovereign of Japan and that the lord of Satsuma was one of his retainers. In addition, the shogunate asserted that the Ryukyu Kingdom, while maintaining tributary relations with China, was firmly subordinate to Japan (the bakufu) as a dominion of Satsuma. The bakufu, however, also stressed the fact that because the Ryukyus had its own king, the Satsuma daimyo could not claim to be the Ryukyuan king. In these documents, the Edo leaders repeatedly refer to the Ryukyuan missions to Edo to demonstrate the subordinate status of the Ryukyus to Japan, as well as the hierarchical relationship between the shogun and the Ryukyuan king.

This episode marks the first occasion in which the shogunate submitted documents on Ryukyuan-Japanese-Chinese relations to the Western powers on its own initiative. In conclusion, while the *Ryukyu shobun* refers to the process through which the Meiji government annexed the Ryukyu Kingdom between 1872 and 1879, a complete understanding of this event demands recognition of its antecedents in the Bakumatsu era. While most scholars date Japan's annexation of Ryukyu from

1872 and view it as a process involving mainly Japan, the Ryukyus, and China, I argue that the *Ryukyu shobun* should be investigated within a larger timeframe and from a global perspective.

**SUN WEN AND ZHANG ZUOLIN,
FOCUSING ON THEIR PARTNERSHIP
FOR THE REUNIFICATION OF THE REPUBLIC OF CHINA**

SHIBUTANI Yuri

Sun Wen's reconciliation with the Beijing government in the 1920s has often been regarded as an aberration for Sun as a revolutionary. The author, however, considers it a practical policy aimed at reunifying the Republic of China. This article attempts to clarify what impelled Beijing and Sun to collaborate, and to review how they evaluated one another and what they expected from the reconciliation. Emphasizing Sun's partnership with Zhang Zuolin, who reigned supreme in Beijing after 1924, I concentrate on the relation-building process between the two.

Section 1 covers the period from 1911 to 1918 when there was no room for cooperation. During this period, Sun regarded Zhang as an enemy of the revolution and the republic. However, Sun gradually discovered that Zhang would be useful in influencing the rivalries in Beijing among Duan Qirui, Cao Kun, and Wu Peifu.

Section 2 addresses the international necessity for reunification of the Republic due to the end of World War I in 1918, and the changes involving the Beijing Government and Sun. In this period, Duan and Sun sought to collaborate. However, Zhang sided with Cao and Wu and won the backing of Japan, becoming the most powerful military leader Sun could find. After Duan lost Anhui-Zhili War in 1920, Sun was threatened by Cao and Wu, and seeking a military partnership, entered into secret negotiation with Zhang.

Analyzing the memoir of Ning Wu, who was in charge of the negotiations and Sun's correspondences from 1922-23, I examine the relationship-building process in section 3. Sun planned joint operations with Zhang in the First Fengtian-Zhili War in 1922 but failed due to poor timing, and Zhang lost the war. However, Sun maintained the plan, built up a network of connections, and secured loans for the military from Zhang.

In conclusion, Sun decided to take a conciliatory attitude toward Duan and Zhang based on the necessity of reunifying the Republic. After Duan's loss in the